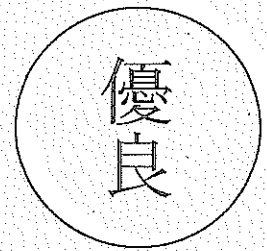


産業廃棄物処分業許可証

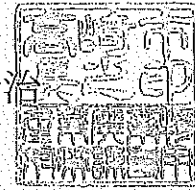
住 所 群馬県高崎市倉賀野町2465番地4

氏 名 株式会社環境システムズ
代表取締役 塚田敏則



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

高崎市長 富岡 賢治



許可の年月日 平成 27年 12月 27日
許可の有効期限 平成 34年 12月 26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破砕、選別、圧縮)、中間処理 (選別、圧縮)、中間処理 (溶融)

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理 (破砕、選別、圧縮) ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、
⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧
がれき類 (以上8種類)

中間処理 (選別、圧縮) ①廃プラスチック類、②紙くず、③繊維くず、④ゴムくず、⑤金
属くず (以上5種類)

中間処理 (溶融) ①廃プラスチック類 (以上1種類)

※中間処理施設 (溶融) で処理する産業廃棄物は、廃発泡スチロールに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設 (破砕、選別、圧縮) の設置場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破砕

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類

(ロ) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

金属くず [32.6t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 90㎡ 保管容量 115m³

(2) ア 中間処理施設（選別、圧縮）の設置場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

イ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

(イ) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [1,205t/日]

紙くず [473t/日]

繊維くず [436t/日]

ゴムくず [1,713t/日]

金属くず [75t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 36.4㎡ 保管容量 35.4m³

(3) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

イ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 溶融

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [17.3t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 45.4㎡ 保管容量 90.9m³

3 許可の条件

(1) 中間処理施設(破碎、選別、圧縮)のうち(ア)破碎の最大処理能力は、混合廃棄物の状態で[131.5t/日]とし、(イ)選別の最大処理能力は、混合廃棄物の状態で[1,020.6t/日]とする。

(2) 中間処理施設(選別、圧縮)のうち(ア)選別の最大処理能力は、混合廃棄物の状態で[324t/日]とする。

4 許可の更新、変更の状況

平成 17年 12月 27日 新規許可

平成 19年 5月 24日 変更許可

平成 22年 12月 27日 更新許可

平成 27年 12月 27日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無